

3 プラン推進のための方策の検討の方向性

1 まちづくり条例

本プランをまちづくり条例に規定する「まちづくりの方針」に追加（条例の概要は以下のとおり）

⇒良好なまちづくりの推進を図るため、「まちづくりの方針」に適合した土地利用を促進

(1) 本市、事業者及び市民の責務を明示

- ア 本市 まちづくりに関する方針を策定・公表，まちづくりに関する情報を積極的に市民に提供
- イ 事業者 開発事業の内容を「まちづくりの方針」に適合させるよう努力
- ウ 市民 まちづくりの課題に関心を持ち，その解決に向けて主体的に行動するよう努力

(2) 開発事業の構想に本市及び市民の意見を反映させるための手続きを規定

- ア 一定以上の開発事業(*)について届け出を義務付け
- イ 「まちづくりの方針」に適合していない場合は，指導・助言，勧告などが可能

* 集客施設(店舗，運動施設，ホテルなど)を含む開発事業 土地面積 1,000㎡以上
* その他の開発事業 土地面積10,000㎡以上

2 都市計画手法等

都市計画マスタープランの実効性を高めるプランに位置付け（都市マス等の概要は以下のとおり）

(1) 都市計画の決定・変更等，持続可能な都市構造や地域の将来像を見据えた土地利用の誘導策の検討

※参考① 都市計画マスタープラン（第2節 役割と位置づけ）

本マスタープランは，都市全体の整合を図りながら，京都市の定める地域地区や都市施設など個別の都市計画を決定・変更する際の指針とします。

※参考② 都市計画法第18条の2（抜粋等）

第1項 市町村は，当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（基本方針）を定める

第4項 市町村が定める都市計画(*)は，基本方針に即したものでなければならない

* 都市計画(法第4条，第2章)
…地域地区(用途地域，高度地区等)，地区計画など

(2) 立地適正化計画について本市の都市特性を踏まえて必要な制度の活用

(制度内容等は別紙参照)

3 関係分野の諸計画等との連携

(1) 各種関係分野の諸計画等と連携しながら持続可能な都市の構築と地域の将来像の実現に向けた土地利用を誘導

⇒関係分野の諸計画等との整合を考慮し本プランを取り纏め，その推進において本プランの方針等を考慮

主な重要戦略・分野別計画等

- | | | | | |
|--------------------------|---------------|---------------|----------------|-----------------|
| ○「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略 | ○大学政策推進計画 | ○京都市地球温暖化対策計画 | ○京都産業戦略ビジョン | ○京都市未来こどもはぐみプラン |
| ○「歩くまち・京都」総合交通戦略 | ○京都文化芸術都市創生計画 | ○京都観光振興計画2020 | ○京都市商業集積ガイドプラン | ○京都市民長寿すこやかプラン |
| ○京都市空き家等対策計画 | ○京都市景観計画 | ○京都市住宅マスタープラン | ○京都市農林行政基本方針 | など |

※参考 都市計画マスタープラン（第2節 役割と位置づけ 抜粋）

本マスタープランは，関係分野の諸計画と連携しながら，都市計画の分野に関する事項の方針を示します。

(2) より具体的な地域のまちづくり方針等と連携しながら持続可能な都市の構築に向けた土地利用を誘導

⇒地域まちづくり構想などを考慮して本プランを取り纏め，本プランの推進において具体的な地域のまちづくり方針を考慮

主な地域まちづくり構想等(平成30年7月現在)

- 職住共存地区整備ガイドプラン ○岡崎地域活性化ビジョン ○らくなん進都まちづくり推進プログラム ○洛西ニュータウンアクションプラン ○向島ニュータウンまちづくりビジョン など

⇒今後，より具体的な地域のまちづくり方針や地区計画の策定，都市基盤の整備状況等に応じて，適宜，本プランへの反映を検討

※参考 都市計画マスタープラン（第5章 地域まちづくりプラン 抜粋）

本マスタープランの方針に沿って検討した地域の将来像とまちづくりの方針について，地域まちづくり構想として策定する。

【構想の策定が望まれる地域の一例】

- ①緊急に対応すべき課題のある地域（大規模な低未利用地など）
- ②地域の魅力を高めるための活発なまちづくりが行われようとする地域（利便性の向上や安全性，ブランド価値の向上など）
- ③各区基本計画に基づき，まちづくりを進めようとする地域